

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
美容師法(昭和32年法律第163号)第12条	美容所の確認	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第 11 条第 1 項による美容所の開設に係る事項の届け出があること。
- (2) 法施行規則第 19 条に規定される事項及び添付書類の届け出があること。
- (3) 申請は、盛岡市美容師法施行細則第 2 条に規定される美容所開設届によること。
- (4) 法第 13 条に規定される措置基準を満たすことのできる施設であること。
- (5) 法施行規則第 26 条及び第 27 条に規定される基準を満たすことのできる施設であること。
- (6) 盛岡市美容師法施行条例第 3 条に規定される基準を満たすことのできる施設であること。
- (7) 法第 12 条の 3 に基づき、美容師である従業者の数が常時 2 人以上である美容所ごとに、管理美容師を置くこと。

2 標準処理期間は、7 日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。